

石川県公報

平成 27 年 3 月 31 日 (火曜日)

号 外

(第 28 号)

目 次

規 則		訓 令			
○大日川ダム操作規則等の一部を改正する規則	(河 川 課)	1	○我谷ダム操作規則の一部改正	(同)	5
○大日川ダム操作規則の一部改正	(河 川 課)	4	○九谷ダム操作規則の一部改正	(同)	6
○赤瀬ダム操作規則の一部改正	(同)	4	○北河内ダム操作規則の一部改正	(同)	6
○小屋ダム操作規則の一部改正	(同)	5	○辰巳ダム操作規則の一部改正	(同)	6
○ハヶ川ダム操作規則の一部改正	(同)	5	○犀川ダム操作規則の一部改正	(同)	7
			○内川ダム操作規則の一部改正	(同)	7
			○新内川ダム操作規則の一部改正	(同)	7

規 則

大日川ダム操作規則等の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十七年三月三十一日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県規則第二十二号

大日川ダム操作規則等の一部を改正する規則
(大日川ダム操作規則の一部改正)

第一条 大日川ダム操作規則(昭和四十四年石川県規則第七号)の一部を次のように改正する。

第二十五条第二号中「まで」を削り、同条第三号中「第二十六条」を「次条」に改める。

第三十条第二号中「第三十二条」を「第三十二条第一項」に改める。

第三十一条第二号中「次条」を「次条第一項」に改める。

第七章の章名中「及び」を「」に改める。

第三十二条及び第三十三条を次のように改める。

(計測、点検及び整備)

第三十二条 所長は、ダム本体、貯水池、ダムに係る施設等を常に良好な状態に保つため必要な計測、点検及び整備を行わなければならない。

2 所長は、前項の規定による計測、点検及び整備を行うため、点検整備基準を定めなければならない。

(観測)

第三十三条 所長は、ダムを操作するため必要な気象及び水象の観測を行わなければならない。

2 所長は、前項の規定による観測を行うため、調査測定基準を定めなければならない。

第三十五条を次のように改める。

(記録)

第三十五条 所長は、第三十二条第一項の規定による計測、点検若しくは整備を行い、又は第三十三条第一項の規定による観測を行ったときは、その結果を記録しておかなければならない。

別表第二の表(一)の項中 「専用無線電話」を「加入電話」に、
「加入電話」を「」に、

石川 県 鶴 来 警 察 署 長	鳥 越 支 所 総 務 課 河 内 支 所 鶴 来 支 所 警 務 地 域 課	〃 〃 〃 〃	〃 〃 〃 〃	を
石川 県 鶴 来 警 察 署 長	鳥 越 市 民 サ ー ビ ス セ ン タ ー 河 内 市 民 サ ー ビ ス セ ン タ ー 鶴 来 支 所 総 務 課 白 山 ろ く 当 直 セ ン タ ー 警 務 地 域 課	〃 〃 〃 〃 〃	〃 〃 〃 〃 〃	に、
白 山 石 川 広 域 事 務 組 合 消 防 長 〃	白 山 消 防 署 鶴 来 消 防 署	加 入 電 話 〃	〃 〃	を
白 山 石 川 広 域 事 務 組 合 消 防 長 〃 〃	消 防 本 部 通 信 指 令 課 白 山 消 防 署 鶴 来 消 防 署	加 入 電 話 消 防 本 部 を 通 じ 連 絡	〃 〃 〃	に 改 め、 同 条 ① の 項 中
専 用 無 線 電 話 加 入 電 話	を	加 入 電 話 〃		に 改 め る。

別表第三を削る。

(赤瀬ダム操作規則の一部改正)

第二条 赤瀬ダム操作規則(昭和五十四年石川県規則第九号)の一部を次のように改正する。

目次中「整備、記録等」を「整備等」に改める。

第十六条第四号中「第一号から前号まで」を「前三号」に改める。

第二十二條第十一号中「第三十二條の規定によりゲートの」を「第三十二條第一項の規定による」に改める。

第二十四條第二号中「、第十号、第十一号又は第十二号」を「又は第十号から第十二号まで」に改める。

第二十五條中「別表第一」を「別表」に改める。

第三十條中「第三十二條」を「第三十二條第一項」に改める。

第七章の章名中「整備、記録等」を「整備等」に改める。

第三十二條の見出し中「点検」を「計測、点検」に改め、同条第一項中「次の各号に掲げる」を「ダム本体、貯水池、ダムに係る」に改め、「保つため」の下に「必要な計測」を加え、各号を削り、同条第二項を次のように改める。

2 所長は、前項の規定による計測、点検及び整備を行うため、点検整備基準を定めなければならない。

第三十二條を次のように改める。

(観測)

第三十三條 所長は、ダムを操作するため必要な気象及び水象の観測を行わなければならない。

2 所長は、前項の規定による観測を行うため、調査測定基準を定めなければならない。

第三十五條を次のように改める。

(記録)

第三十五條 所長は、第三十二條第一項の規定による計測、点検若しくは整備を行い、又は第三十三條第一項の規定による観測を行ったときは、その結果を記録しておかななければならない。

別表第一を別表とし、別表第二を削る。

(小屋ダム操作規則の一部改正)

第三条 小屋ダム操作規則(平成五年石川県規則第十六号)の一部を次のように改正する。

第十三條中「情報」の下に「の収集」を加える。

第十七條第一項第一号を次のように改める。

一 第二十三条第一項の規定による点検又は整備を行うため特に必要があるとき。

第二十三条中「別に定めるところにより」を削り、「及びダムに係る施設を常に良好」を「ダムに係る施設等を常に良好な状態」に改め、同条に次の一項を加える。

2 所長は、前項の規定による計測、点検及び整備を行うため、点検整備基準を定めなければならない。

第二十四条中「別に定めるところにより」を削り、同条に次の一項を加える。

2 所長は、前項の規定による観測を行うため、調査測定基準を定めなければならない。

第二十五条中「第二十三条」を「第二十三条第一項」に、「及び」を「若しくは」に、「前条」を「前条第一項」に改める。

(八ヶ川ダム操作規則の一部改正)

第四条 八ヶ川ダム操作規則(平成七年石川県規則第五十一号)の一部を次のように改正する。

第十七条第二項第一号を次のように改める。

一 第二十二條第一項の規定による点検又は整備を行うため特に必要があるとき。

第二十二條中「別に定めるところにより」を削り、「及びダムに係る施設を常に良好」を「ダムに係る施設等を常に良好な状態」に改め、同条に次の一項を加える。

2 所長は、前項の規定による計測、点検及び整備を行うため、点検整備基準を定めなければならない。

第二十二條中「別に定めるところにより」を削り、同条に次の一項を加える。

2 所長は、前項の規定による観測を行うため、調査測定基準を定めなければならない。

第二十四條中「第二十二條」を「第二十二條第一項」に、「及び」を「若しくは」に、「前條」を「前條第一項」に改める。

(我谷ダム操作規則の一部改正)

第五条 我谷ダム操作規則(平成十七年石川県規則第四十号)の一部を次のように改正する。

第二十八條第二項中「訓令で定めるところにより基準」を「点検整備基準」に改める。

第二十九條第二項を次のように改める。

2 所長は、前項の規定による観測を行うため、調査測定基準を定めなければならない。

(九谷ダム操作規則の一部改正)

第六条 九谷ダム操作規則(平成十七年石川県規則第四十一号)の一部を次のように改正する。

第二十七條第二項中「訓令で定めるところにより基準」を「点検整備基準」に改める。

第二十八條第二項を次のように改める。

2 所長は、前項の規定による観測を行うため、調査測定基準を定めなければならない。

(北河内ダム操作規則の一部改正)

第七条 北河内ダム操作規則(平成二十二年石川県規則第二十七号)の一部を次のように改正する。

第十六条第二項第一号を次のように改める。

一 第二十二條第一項の規定による点検又は整備を行うため特に必要があるとき。

第二十二條第一項中「良好」を「良好な状態」に改め、同条第二項中「訓令で基準」を「点検整備基準」に改める。

第二十二條第二項を次のように改める。

2 所長は、前項の規定による観測を行うため、調査測定基準を定めなければならない。

(辰巳ダム操作規則の一部改正)

第八条 辰巳ダム操作規則(平成二十四年石川県規則第二十六号)の一部を次のように改正する。

第十三條第二項中「課長」を「犀川ダム管理事務所所長(以下「所長」という。)」に改め、同条第二項中「課長」を「所長」に、「訓令で定めるところにより基準」を「点検整備基準」に改める。

第十四條第二項中「課長」を「所長」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 所長は、前項の規定による観測を行うため、調査測定基準を定めなければならない。

第十五條中「課長」を「所長」に、「及び」を「若しくは」に、「並びに」を「又は」に改める。

(犀川ダム操作規則の一部改正)

第九条 犀川ダム操作規則(平成二十四年石川県規則第二十七号)の一部を次のように改正する。

第三十一條第二項中「訓令で定めるところにより基準」を「点検整備基準」に改める。

第三十二條第二項を次のように改める。

2 所長は、前項の規定による観測を行うため、調査測定基準を定めなければならない。

(内川ダム操作規則の一部改正)

第十条 内川ダム操作規則(平成二十四年石川県規則第二十八号)の一部を次のように改正する。

第二十七条第二項中「訓令で定めるところにより基準」を「点検整備基準」に改める。

第二十八条第二項を次のように改める。

2 所長は、前項の規定による観測を行うため、調査測定基準を定めなければならない。

(新内川ダム操作規則の一部改正)

第十一条 新内川ダム操作規則(平成二十四年石川県規則第二十九号)の一部を次のように改正する。

第十七条第二項中「訓令で定めるところにより基準」を「点検整備基準」に改める。

第十八条第二項を次のように改める。

2 所長は、前項の規定による観測を行うため、調査測定基準を定めなければならない。

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

訓 令

石川県訓令第1号

農 林 水 産 部
土 木 部
石川土木総合事務所
大日川ダム管理事務所

大日川ダム操作細則(昭和44年石川県訓令第3号)の一部を次のように改正する。

平成27年3月31日

石川県知事 谷 本 正 憲

第18条及び第19条を次のように改める。

(点検)

第十八条 所長は、ダム地点に設置した地震計により観測された加速度が二十五ガルを超えたとき、又は金沢地方気象台により発表された気象庁震度階が白山市女原で四以上の地震が発生したときは、別に定めるところにより臨時の点検を行わなければならない。

第十九条 削除

別表第1及び別表第2を削る。

附 則

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

石川県訓令第2号

土 木 部
赤瀬ダム管理事務所

赤瀬ダム操作細則(昭和54年石川県訓令第1号)の一部を次のように改正する。

平成27年3月31日

石川県知事 谷 本 正 憲

第21条及び第22条を次のように改める。

(点検)

第21条 所長は、ダム地点に設置した地震計により観測された加速度が25ガルを超えたとき、又は金沢地方気象台により発表された気象庁震度階が小松市小馬出町で4以上の地震が発生したときは、別に定めるところにより臨時の点検を行わなければならない。

第22条 削除

別表第3及び別表第4を削る。

附 則

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

石川県訓令第3号

石川県奥能登土木総合事務所

小屋ダム操作細則(平成5年石川県訓令第3号)の一部を次のように改正する。

平成27年3月31日

石川県知事 谷 本 正 憲

第20条及び第21条を次のように改める。

(点検)

第20条 所長は、ダム地点に設置した地震計により観測された加速度が25ガルを超えたとき、又は金沢地方气象台により発表された気象庁震度階が能登町松波若しくは柳田で4以上の地震が発生したときは、別に定めるところにより臨時の点検を行わなければならない。

第21条 削除

第22条第2号中「第20条」を「規則第23条第1項」に改め、「点検」の次に「(第20条の規定による場合を含む。)」を加え、同条第3号中「前条」を「規則第24条第1項」に改める。

別表第3から別表第5までを削る。

附 則

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

石川県訓令第4号

石川県奥能登土木総合事務所

八ヶ川ダム操作細則(平成7年石川県訓令第4号)の一部を次のように改正する。

平成27年3月31日

石川県知事 谷 本 正 憲

第18条及び第19条を次のように改める。

(点検)

第18条 所長は、ダム地点に設置した地震計により観測された加速度が25ガルを超えたとき、又は金沢地方气象台により発表された気象庁震度階が輪島市門前町走出で4以上の地震が発生したときは、別に定めるところにより臨時の点検を行わなければならない。

第19条 削除

第20条第2号中「第18条」を「規則第22条第1項」に改め、「点検」の次に「(第18条の規定による場合を含む。)」を加え、同条第3号中「前条」を「規則第23条第1項」に改める。

別表第3から別表第5までを削る。

附 則

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

石川県訓令第5号

土 木 部

我谷ダム操作細則(平成17年石川県訓令第13号)の一部を次のように改正する。

平成27年3月31日

石川県知事 谷 本 正 憲

第16条中「第28条」を「第28条第1項」に改める。

第21条の見出しを「(点検)」に改め、同条第1項を削り、同条第2項中「山中」を「加賀市山中温泉湯の出町」に改め、同項を同条第1項とする。

第22条を次のように改める。

第22条 削除

第23条第2項中「第21条」を「規則第28条第1項」に改め、「点検」の次に「(第21条に規定するものを含む。)」を加え、「第22条の規定により観測した」を「規則第29条第1項に規定する観測を行った」に改める。

第24条第4号中「第21条第2項」を「第21条」に改める。
別表第2雨量観測所の表及び水位及び流量観測所の表を削る。

附 則

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

石川県訓令第6号

土 木 部

九谷ダム操作細則(平成17年石川県訓令第14号)の一部を次のように改正する。

平成27年3月31日

石川県知事 谷 本 正 憲

第12条中「第27条」を「第27条第1項」に改める。

第15条の見出しを「(点検)」に改め、同条第1項を削り、同条第2項中「山中」を「加賀市山中温泉湯の出町」に改め、同項を同条第1項とする。

第16条を次のように改める。

第16条 削除

第17条第2項中「第15条」を「規則第27条第1項」に改め、「点検」の次に「(第15条に規定するものを含む。)」を加え、「第16条の規定により観測した」を「規則第28条第1項に規定する観測を行った」に改める。

第18条第4号中「第15条第2項による」を「第15条に規定する」に改める。

別表第2雨量観測所の表及び水位観測所の表を削る。

附 則

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

石川県訓令第7号

土 木 部

石川県奥能登土木総合事務所

北河内ダム操作細則(平成22年石川県訓令第15号)の一部を次のように改正する。

平成27年3月31日

石川県知事 谷 本 正 憲

第16条中「第22条」を「第22条第1項」に改める。

第17条の見出しを「(点検)」に改め、同条第1項を削り、同条第2項中「柳田」を「能登町柳田」に改め、同項を同条第1項とする。

第18条を次のように改める。

第18条 削除

第19条第2号中「点検」の次に「(第17条の規定による場合を含む。)」を加える。

第20条第1項第4号を次のように改める。

(4) 第17条に規定する地震が発生したとき及び臨時の点検を行ったとき。

第20条第1項に次の1号を加える。

(6) その他必要と認めるとき。

第20条第2項、別表第2雨量観測所の表及び水位及び流量観測所の表並びに別表第3を削る。

附 則

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

石川県訓令第8号

土 木 部

辰巳ダム操作細則(平成24年石川県訓令第7号)の一部を次のように改正する。

平成27年3月31日

石川県知事 谷 本 正 憲

第3条第2項中「河川課長(以下「課長」という。)は」を「犀川ダム管理事務所長(以下「所長」という。)は、

河川課長（以下「課長」という。）の指示に従い」に改める。

第11条第1号中「第13条」を「第13条第1項」に改める。

第12条の見出しを「(点検)」に改め、同条第1項を削り、同条第2項中「課長」を「所長」に改め、同項を同条第1項とする。

第13条を次のように改める。

第13条 削除

第14条第2項中「第12条」を「規則第13条第1項」に改め、「点検」の次に「(第12条に規定するものを含む。)」を加え、「前条の規定により観測した」を「規則第14条第1項に規定する観測を行った」に改める。

第15条中「課長」を「所長」に改め、同条第4号中「第12条第2項による」を「第12条に規定する」に改める。

第16条中「課長」を「所長」に改める。

附 則

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

石川県訓令第9号

土 木 部

犀川ダム操作細則（平成24年石川県訓令第8号）の一部を次のように改正する。

平成27年3月31日

石川県知事 谷 本 正 憲

第20条の見出しを「(点検)」に改め、同条第1項を削り、同条第2項を同条第1項とする。

第21条を次のように改める。

第21条 削除

第22条第2項中「第20条」を「規則第31条第1項」に改め、「点検」の次に「(第20条に規定するものを含む。)」を加え、「前条の規定により観測した」を「規則第32条第1項に規定する観測を行った」に改める。

第23条第4号中「第20条第2項による」を「第20条に規定する」に改める。

附 則

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

石川県訓令第10号

土 木 部

内川ダム操作細則（平成24年石川県訓令第9号）の一部を次のように改正する。

平成27年3月31日

石川県知事 谷 本 正 憲

第18条の見出しを「(点検)」に改め、同条第1項を削り、同条第2項を同条第1項とする。

第19条を次のように改める。

第19条 削除

第20条第2項中「第18条」を「規則第27条第1項」に改め、「点検」の次に「(第18条に規定するものを含む。)」を加え、「前条の規定により観測した」を「規則第28条第1項に規定する観測を行った」に改める。

第21条第4号中「第18条第2項による」を「第18条に規定する」に改める。

附 則

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

石川県訓令第11号

土 木 部

新内川ダム操作細則（平成24年石川県訓令第10号）の一部を次のように改正する。

平成27年3月31日

石川県知事 谷 本 正 憲

第8条の見出しを「(点検)」に改め、同条第1項を削り、同条第2項を同条第1項とする。

第9条を次のように改める。

第9条 削除

第10条第2項中「第8条」を「規則第17条第1項」に改め、「点検」の次に「(第8条に規定するものを含む。)」を加え、「前条の規定により観測した」を「規則第18条第1項に規定する観測を行った」に改める。

第11条第3号中「第8条第2項による」を「第8条に規定する」に改める。

附 則

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。